

2018年12月11日

各位

オリックス株式会社  
(コード番号：8591)

**株式会社大京株券等（証券コード：8840）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

オリックス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2018年10月26日、株式会社大京（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、証券コード：8840、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2018年10月29日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2018年12月10日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

オリックス株式会社  
東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービル内

(2) 対象者の名称

株式会社大京

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(注1) 対象者は、対象者普通株式以外に第1種優先株式(1,000,000株)（以下「本優先株式」といいます。）を発行していますが、発行済みの本優先株式の全てを公開買付者が所有しているため(注2)、本優先株式については、本公開買付けにおいて買付け等の対象としておりません。なお、本優先株式には、株主総会における議決権はありませんが、本優先株式の取得と引換えに対象者普通株式を交付することを請求できる取得請求権（以下「本取得請求権」といいます。）が付されております。

(注2) 公開買付者は、その所有する本優先株式のうち50,000株を、公開買付者のグループ子会社であるORIX Asia Limitedへ譲渡する予定です。

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
25,919,190株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が2018年10月26日に公表した「2019年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2018年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(84,354,273株)から、2018年10月22日現在において対象者が所有する自己株式数(4,686,077株)及び2018年10月26日現在において公開買付者が所有する対象者普通株式数(53,749,006株)を控除した株式数(25,919,190株)になります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後

の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2018年10月29日(月曜日)から2018年12月10日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,970円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2018年12月11日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	21,124,111株	21,124,111株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合計	21,124,111株	21,124,111株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	548,866個	(買付け等前における株券等所有割合67.92%)
----------------------------------	----------	--------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	760,107個	(買付け等後における株券等所有割合 94.07%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	798,594個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、公開買付者が所有する対象者普通株式数に係る議決権の数に、公開買付者が所有する本優先株式の全てにつき本取得請求権が行使された場合に公開買付者に交付される対象者普通株式の数(1,137,656株)(注5)に係る議決権の数(11,376個)を加算しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2018年11月7日に提出した第95期第2四半期報告書に記載された2018年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2018年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(84,354,273株)から、2018年10月22日現在において対象者が所有する自己株式数(4,686,077株)を控除した株式数(79,668,196株)に、本日現在の発行済みの本優先株式1,000,000株に係る本取得請求権を考慮して、本優先株式の全てを対象者普通株式に換算した株式数(1,137,656株)(注5)を加算した株式数(80,805,852株)に係る議決権の数(808,058個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 本取得請求権の対価として交付される対象者普通株式の数は、本優先株式の発行要項において、本優先株式を所有する株主が取得請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額(注6)を取得価額で除することで算出されると規定されております(交付される対象者普通株式の数に1株に満たない端株があるときは、これを切り捨てるものとします。)。対象者によれば、本日現在における取得価額は3,516円であり、本プレスリリースにおいては、当該取得価額を使用しています。

(注6) 発行済みの本優先株式の全部(1,000,000株)に係る発行価額の総額は40億円となります。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
2018年12月17日(月曜日)

③ 決済の方法  
公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の

場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2018年10月26日に公表した「株式会社大京株券等(証券コード:8840)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付け後の一連の手続を実行することにより公開買付者は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、かかる手続が実行された場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の具体的な手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

オリックス株式会社 大阪本社

(大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

グループ広報部 長谷川・金岡・松村 TEL:03-3435-3167